



TJ Prannarai COMMUNICATION CO., LTD.

42 Tower, Room 2102, 21st Floor, 65 Soi Sukhumvit 42 (Kluaynamthai), Sukhumvit Rd., Prakanong, Klongtoey, Bangkok 10110
Tel: 0-2712-3199 Fax: 0-2712-3201 URL: <http://www.tjprannarai.co.th>

บริษัท ทีเจ พรานนาราย คอมมิวนิเคชั่น จำกัด อาคาร 42 ทาวเวอร์ ห้อง 2102 ชั้น 21 เลขที่ 65 ซอย สุขุมวิท 42 (คลองน้ำใส) ต.สุขุมวิท แขวงพระโขนง เขตคลองเตย กรุงเทพฯ 10110

タイ国 法律改訂情報 Vol. 48 (2014年12月18日発行)

皆様こんにちは。今回のタイ国法律情報 Vol.48 は、「破産者の納税義務」についてです。国税局が発行している“月間ジャーナル”の記事をトピックに致しました。外国人である私たちには身近な問題ではありませんが、タイ国内では経済状況の変化で破産手続きを行う方が増加傾向にあるようです。今回のトピックは、破産手続きをした場合、過去の納税は遡及されるのか否かについて記載されています。タイ国の一つの側面として、読んでいただければ幸いです。

「訴訟に発展する前に知っておくべき知識(破産者の納税義務)」

国税局月間ジャーナル 2014年11月27日号より抜粋

【背景】

N氏は企業経営者であるが、債務超過により法人Aの清算手続きおよびN氏個人について破産手続きを行った。N氏は法人Aの付加価値税の納税が出来ず、また個人所得税の納税も出来なかった。破産手続き開始当時の2006年6月は、資力もなかった。2006年、破産手続きを行ったことから、N氏は法人Aおよび個人の債務については免責される。しかし、納税の義務についてはいかなる場合においても免責されない。

最高裁判例第 5299/2556 号

N氏は、債務を抱え、2006年6月27日付けで中央破産裁判所の決定により破産手続きが開始された。破産者としての期限は、2006年6月27日より3年間であり、その後復権を得た日より自身の財産及び事業を管理する権利の回復が認められるとされた。

ここでの問題は以下のとおりである。N氏は、2001年1月に付加価値税申告書ポーポー30を提出した。自身で国税局担当官に申告し、一部を納税したが、1,300,000バーツが未払いになっていた。国税局は、納税の督促状を送付したが、N氏は納税せず、未払い分を納付できる財産もなかった。国税局は当該未払い税について、N氏の再度の破産手続き開始を申し立てることができるか否か。

法令の解釈によると、破産者であったN氏が復権を得た場合、N氏はすべての債務について免責される。しかし、N氏は政府又は地方自治体の租税に関する債務については免責されない。また、破産者N氏の不正行為により発生した債務、もしくは破産者N氏が共謀した不正行為により債権者が返済を請求しなかった債務についても同様である。

したがって、国税局が支払いを請求した当該債務がN氏の税金に関する債務である場合、破産者であったN氏が復権を得たことにより滞納税の納付を免責されるわけではない。よって国税局は、N氏の再度の破産手続き開始を申し立てることはできない。

翻訳者: 高野 香 (TJ Prannarai Communication)

タイ国法律改定情報は毎月第3木曜日に発行しております。

次回は、2015年1月15日(木)です。

タイ国法律改定情報で取り上げて欲しいピック、知りたい情報などございましたらご連絡頂けましたら幸いです。

【スタッフのご紹介】

★TJP のスタッフをご紹介します。

今回は、“期待の新人”総務担当のタニター (K.Ni)をご紹介します。

<Ms. タニター・から>

タニター・ルックムアンと申します。

カセサート大学地学部社会学科を卒業しました。

以前は、タイ企業で総務担当として、請求書の送付や登記に関する業務等に携わっていました。



TJ Prannarai には、2014 年 11 月に入社しました。総務担当として、経理補佐及び税金に関する各種書類の作成等を行っています。

TJ Prannarai には入社したばかりで日が浅いですが、お客様に対するサービスの質については保証いたします。ぜひ安心して弊社をご利用いただきたいと思います。

★チョンブリー県 N 社の H 様より「残業時間について」のご質問を頂きました。

【質問事項】

残業時間について質問です。タイでは残業時間の制限がありますか？労働者保護法では、労働時間が週 42 時間もしくは 48 時間となっているのは確認出来ました。しかし残業時間について確認が出来ませんでした。残業時間は労働者保護法で週 36 時間と定められているとの情報も有りましたが、明確に確認が出来ませんでした。教えてください。

【回答】

労働者保護法第 23 条により、1 日の労働時間は 8 時間以下、1 週間の合計労働時間は 48 時間以下と規定されています。但し、危険業務の場合は、1 日 7 時間以下、1 週間 42 時間以下と規定されています。

ご質問頂いた「残業時間の制限」についてですが、26 条により、時間外労働時間及び休日労働時間の合計は、“省令の規定に基づく時間数を超過しないこと”と規定されており、1998 年 8 月 19 日付省令 3 号により、時間外労働時間（休日労働及び休日時間外労働を含む）は、「週 36 時間以内」と規定されています。

TJP サービスのご案内

★通訳者派遣

半日から対応が可能です。日本語能力検定1級の経験者が対応いたします。

商談、労働訴訟、技術研修、会計監査 など各種対応が可能です。

★翻訳

日本語・タイ語・英語の相互翻訳を行っております。

取扱い文書は、契約書、覚書、法規関連文書からマニュアルや仕様書まで多岐に渡ります。

翻訳経験 10 年以上のベテラン翻訳者など、スペシャリストが対応いたします。

★各種デザイン

書籍やマニュアル、印刷物のレイアウト作成

カタログのデザイン、ポスター作成

リーフレット、ハンドアウト(配布用資料)のデザイン など

*詳細につきましてはご相談ください。

★定型フォーマットの販売

社内で使用される定型フォーマットを販売しております。日本語・タイ語のセットで 1,500THB です。

「雇用契約書」「警告書」「委任状」「退職届」など、9 種類のフォーマットをそろえております。

<http://www.tjprannarai.co.th/jp/consulting/index.html>

【お問い合わせ・無料購読のお申し込み】

TJ Prannarai Communication Co., Ltd. (前田 千文)

TEL: 0-2712-3199 E-mail: maeda@tjprannarai.co.th

HP: <http://www.tjprannarai.co.th/jp/index.html>